

法務省民二第310号
令和2年3月27日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
(通知)

標記の件について、別紙甲号のとおり関西電力株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

令和2年 3月 17日

法務省民事局長 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
 関西電力株式会社
 代表取締役

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（照会）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、弊社は電力供給設備の用に供するための用地買収、送電線下地役権の設定、その他権利設定ならびに表題登記等に関する登記申請業務について、弊社代表取締役から各地域の業務機関の長に対し、下部委譲を行った上で、当該業務機関の長を申請人として実施しております。

2020年4月、弊社は電力システム改革に伴い「関西電力株式会社」と「関西電力送配電株式会社」に分社し、上記登記申請業務を関西電力送配電株式会社に承継いたします。つきましては、関西電力送配電株式会社においても従来と同様に、以下の業務機関の長を申請人とした取扱いとし、また、包括委任状について別添のとおりにいたしたく考えますが、この取扱いで差し支えないか貴省の御見解を賜りたく、ご照会申し上げます。

謹白

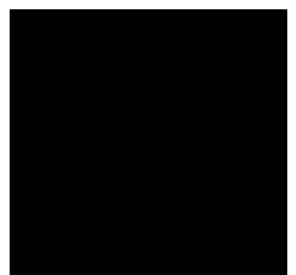
組織	申請人
支社	関西電力送配電株式会社 代表取締役○○ ○○ 契約代理人
	関西電力送配電株式会社 △△支社 支社長 □□ □□
電力本部	関西電力送配電株式会社 代表取締役○○ ○○ 契約代理人
	関西電力送配電株式会社 △△電力本部 電力本部長 □□ □□
電力システム 技術センター	関西電力送配電株式会社 代表取締役○○ ○○ 契約代理人
	関西電力送配電株式会社 電力システム技術センター所長 □□ □□

以上

(添付資料)

委任状

関西電力送配電株式会社組織図



委 任 状

関西電力送配電株式会社 支社
支社長

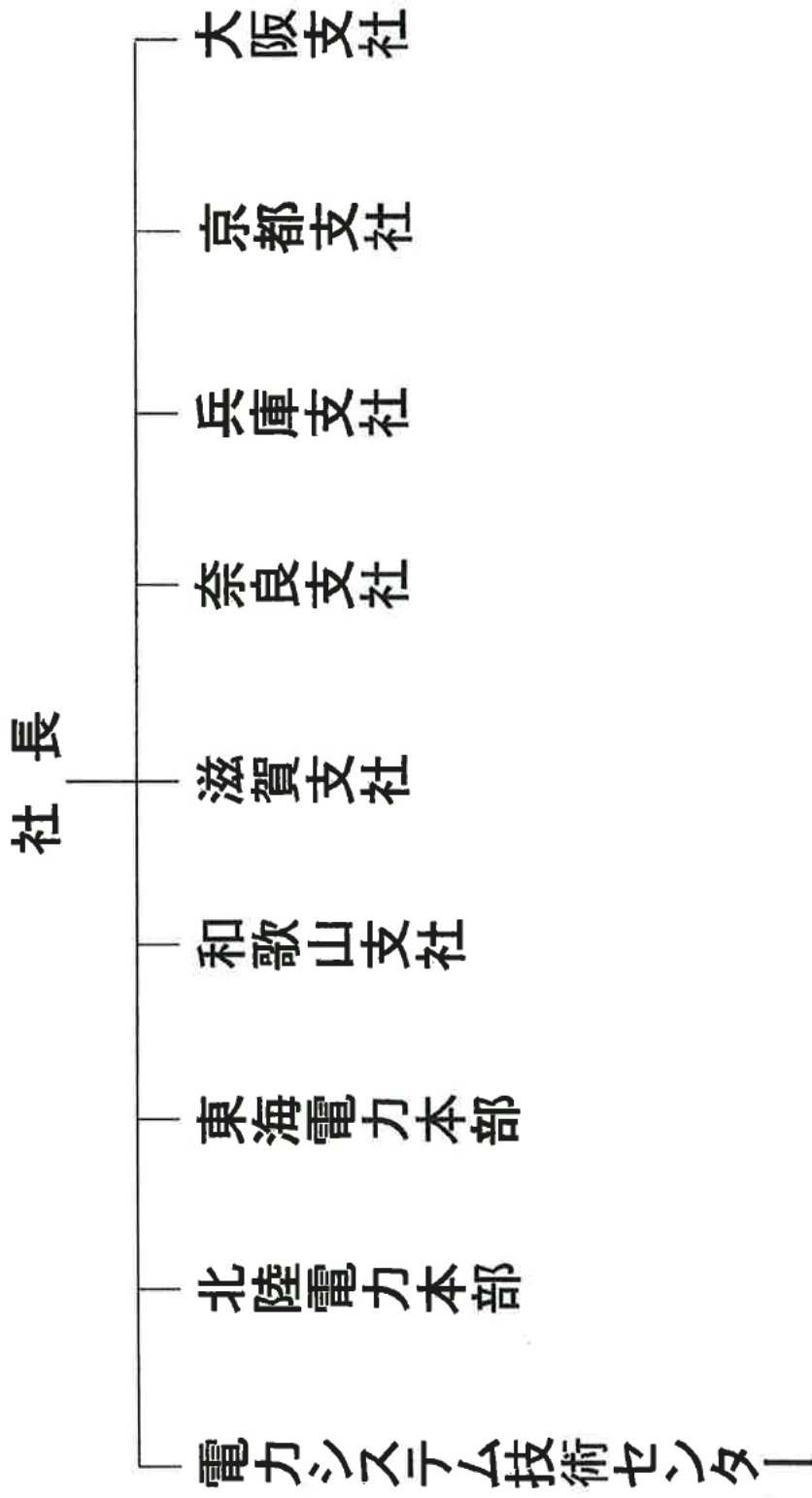
私は上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

1. 関西電力送配電株式会社を登記権利者とする土地についての所有権移転登記の申請ならびに所有権に関する仮登記の申請および関西電力送配電株式会社を買主とする土地売買契約の締結
2. 関西電力送配電株式会社が所有する土地についての分筆、合筆および更正、変更の登記の申請
3. 関西電力送配電株式会社を登記権利者とする地役権設定、更正、変更および地上権設定、更正、変更の登記の申請ならびに地役権設定、変更契約および地上権設定、変更契約の締結
4. 関西電力送配電株式会社を登記義務者とする土地についての所有権移転登記の申請および関西電力送配電株式会社を売主とする土地売買契約の締結
5. 関西電力送配電株式会社を登記義務者とする地役権および地上権の更正、変更の登記および登記の抹消の申請ならびに地役権および地上権の変更契約の締結、登記の抹消に係る証明
6. 関西電力送配電株式会社を地役権者とする地役権および関西電力送配電株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を関西電力送配電株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権および地上権の登記の抹消の申請
7. 関西電力送配電株式会社が所有する建物について、表題登記、表題部の更正、表題部の変更、保存および滅失の登記の申請
8. 関西電力送配電株式会社が所有する土地、建物および権利を有する土地、建物について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請
9. 上記1から8の登記申請についての登記原因証明情報の作成および登記識別情報の受領
10. 上記1から8の登記申請についての登記識別情報の暗号化および復号に関する一切の件
11. 上記1から8の登記申請の取下げおよび原本還付請求とその受領ならびに登録免許税の現金還付証明書交付請求、または再使用証明の請求とその受領
12. 上記1から11の権限についての復代理人の選任
13. 不動産登記令第7条第1項第6号別表8項および9項の規定による、地役権設定の範囲を証する情報を記載した書面および地役権図面の作成
14. 上記13の書面および図面への記名押印または署名

年 月 日

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役

参考 | 関西電力送配電株式会社組織図



法務省民二第311号
令和2年3月27日

関西電力株式会社
代表取締役 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
(回答)

本年3月17日付けをもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局・地方法務局に通知しましたので、申し添えます。